

◆ 主な意見

発 言 者	発 言 内 容
<p>1 開 会 事務局</p>	<p>開催宣言。</p>
<p>古川会長</p>	<p>あいさつ。</p>
<p>2 議 事 事務局</p>	<p>(1)「地域密着型特別養護老人ホームの公募結果」について、資料1-1, 1-2, 1-3, 参考資料1-1, 1-2, に基づき説明。</p>
<p>小林委員</p>	<p>資料1-3の2次審査結果によると、法人Aと法人Bの点数に倍近い開きがあるが、経験の無さからこういう結果になるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これだけの差が開いたのは、特別養護老人ホーム等の福祉事業運営の経験の有無によるものと思われる。福祉に対する思いや知識、勉強の差が点数の差にあらわれたものだと思います。</p>
<p>小林委員</p>	<p>経験の無さについて、行政はアドバイスしないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>応募要領の内容についての質問ならば回答するが、施設運営の方法については応募者自らが勉強してもらうことになります。</p>
<p>小林委員</p>	<p>自ら勉強させて競争させるということですね。福祉について100%のノウハウを持っている事業者を選定したいということか。</p>
<p>事務局</p>	<p>100%ということではないが、特別養護老人ホームという施設を経営していく上では、ある程度の知識や考え方等が必要となります。</p>
<p>山本委員</p>	<p>審査項目について、もう少し細かく教えてもらいたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>事業計画の安定性・実現性、代表者等の経営理念・能力・適性、立地・周辺環境及び建築内容の適性、事業の実施方針、建築・資金運営等、各計画内容の適性及び整合性、地域福祉への貢献度などです。</p>
<p>古川会長</p>	<p>複数の専門家の専門委員が細かい審査項目で審査しているので、ある程度の妥当性は保たれていると思う。</p>
<p>永井委員</p>	<p>行政としては将来事業者を育成する考えはあるのか。地域では介護を必要とする高齢者が増加しており、そういった高齢者のための施設数が足りない状況である。今回の施設の選定は一つであり、このペースでは</p>

地域の施設需要を満たせないのではないか。

事務局

市では3年間のスパンで介護保険事業計画というものを策定している。平成21年から23年までを第4期介護保険事業計画の期間として設定し、特別養護老人ホーム等の入所待機者数等の推定数を算出した上で、計画的な施設整備を行っているところであります。今期計画では、地域密着型特別養護老人ホームを4施設整備することとしており、3施設については事業者が選定済みであるので、今回は1施設の事業者選定となりました。今期計画では4施設の整備ですが、平成24年度からの第5期介護保険事業計画の策定に着手するところであり、現状を踏まえて今後の要介護者数等の推移を推定し、必要な施設の整備数を策定していくこととなります。

近藤委員

現在、いろいろな介護保険サービスの事業所が立て続け開設されている状況である。適正で適格な情報に基づいて開設された事業所ならば、利用者は安全にサービスを受けることができる。しかし、利益優先で事業を始めるところが少なからずあると聞く。そういう事業所のために不利益を受けるのは利用者である。

今回の選定においても、施設整備を優先するため、審査で点数の取れなかった法人Bをも選定すれば、将来、事業が失敗した際に入所者が退去を余儀なくされる等の事態が発生することも考えられることから、詳細な審査を実施した上で法人Aを選定とする市の提案に賛同する。

山口委員

特別養護老人ホーム等は補助金の対象となるので、莫大な収益が得られると聞く。市は介護保険事業計画に沿って、事業者の選定を厳しく実施していただいたい。

古川会長

では、地域密着型特別養護老人ホームの募集結果及び選定についての当委員会での意見をまとめたいと思います。事務局から説明のあったとおり、法人Aを地域密着型特別養護老人ホームの整備運営法人とすることに異議なしとしてよろしいでしょうか。

(一同異議無し)

古川会長

では、議事を了承したものとして、市には選定作業を進めるようお願いいたします。

事務局

(2)「認知症対応型共同生活介護事業所の公募結果」について、資料2-1、2-2、2-3、参考資料2-1、2-2、に基づき説明。

山本委員

事業計画の概要を見ると法人Cの土地の貸借期間が30年となっているが、その後はどうなるのか。

事務局	<p>30年後には建物も老朽化して使用できないし、使用不能となれば、入居者には他の施設を斡旋することになると思います。</p> <p>募集要項において、ある程度長期的に貸借するのであれば可としている。本市では短いスパンでは認めていません。</p>
小林委員	<p>法人Eの協力医療機関と事業所の距離が離れ過ぎているのではないか。急患時には対応できないのではないか。</p>
事務局	<p>協力医療機関は通常の往診等を行うものであり、急患時には、救急対応の医療機関等で受診することになります。</p>
小林委員	<p>入所者は高齢者であり、入れ歯等による事故も発生するので、歯科については、施設に近いところが望ましいと思う。</p>
古川会長	<p>では、認知症高齢者共同生活介護事業所の募集と選定結果について当委員会としての意見をまとめたいと思う。事務局から説明のあったとおり、法人Cと法人Eが2次審査通過となるが、同じ上河内圏域の応募となり、圏域が競合するので、得点が上位である法人Eを認知症対応型共同生活介護事業所の整備運営法人として選定され、2次審査が不通過となった法人Dを選定不可とすることに異議なしといたしますが、如何でしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(一同異議無し)</p>
古川会長	<p>では、議事を了承したものととして、市には選定作業を進めるようお願いいたします。</p>
事務局	<p>(3)「認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の公募結果」について、資料3-1、3-2、参考資料3-1、3-2、に基づき説明。</p>
古川会長	<p>認知症対応型通所介護事業所に応募した法人Fが1次審査不通過となった理由は何か。</p>
事務局	<p>建設計画において、建築基準法に定める接道義務と容積率の基準に適合しないことから、施設建設が応募者の計画では法的に認められないからです。</p>
永井委員	<p>事務局から、優先順位を決める必要がないから、この案件については2次審査を実施しなかったとの説明があったが、条件が合わなくても選定されるのか。</p>
事務局	<p>応募条件に合致するのが前提です。施設整備がなされていない圏域を公募対象としており、圏域が競合すれば、2次審査を実施しますが、今</p>

回の応募者は各1者であり、応募条件に適合しなければ選定しないので、認知症対応型通所介護は不選定となりました。

永井委員

1次審査を通過したとしても、2次審査で点数に大差がつくのだから、1者のみの応募で応募条件に合っていたとしても、専門委員の審査を受けると、低得点になることも考えられる。なぜ、2次審査を実施しないのか。

事務局

現状では、入所施設と通所施設では取り扱いを区分しています。入所施設については、基本的に2次審査を実施することになっています。小規模多機能居宅介護事業所等の通所系のサービスについては、競合しない場合は2次審査を実施していませんが、サービスの質の確保の観点から2次審査の実施については今後検討していきたいと考えています。

尾崎委員

募集方法についてだが、広く認識されていないのではないかと。募集についての周知の方法を教えてください。

事務局

募集の周知方法については、保健福祉総務課窓口での募集要項の配布及び宇都宮市ホームページの掲載によって行っています。公募について情報を収集している新聞もあり、そういった新聞に掲載されることもあります。

募集期間についても、幅広く周知されるよう、3ヶ月程度設定しているところです。

尾崎委員

募集実施の周知について、もっと関心を引き起こすような方法を検討してください。

古川会長

では、認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の募集結果及び選定について当委員会の意見をまとめたいと思います。事務局から説明があったとおり、法人Fは選定不可、認知症対応型通所介護事業所を選定無しとし、小規模多機能型居宅介護事業所は法人Gを整備運営事業者として選定することに、異議無しとしたいが如何か。

(一同異議無し)

古川会長

では、永井委員の意見の通所系の事業所の2次審査の実施のあり方や尾崎委員の意見の募集実施の周知方法のあり方についての検討を求めていただくことを当委員会の意見として市に具申することにしてよろしいか。

(一同異議無し)

古川会長

予定していた議事は終了したが、委員から何かあるか。事務局から何

かあるか。

3 その他

事務局

**(1)「平成23年度に指定更新となる地域密着型サービス事業所」、
(2)「夜間対応型訪問介護事業所の廃止」について、それぞれ資料4、
資料5に基づき説明**

永井委員

このように廃止する事業所がでてくると、この委員会の意義はどのようなものかとの疑問がわく。

事務局

夜間対応型訪問介護事業自体が採算性の低い事業であるため、全国的に廃止する事業所が増えております。

夜間だけの対応なので、利用者の確保が難しいことがあります。今後の介護保険の全体的な制度見直しの検討もなされています。

委員のおっしゃるように、事業者として選定しても廃止されるのはどうかという意見もあろうかと思えますし、経営者の努力の部分やいろいろな事情があったことも考慮されると思いますが、こういったことから審査をある程度厳しくすべきだと思います。事務局としましても、こういうケースが出てしまうのは残念ではあります。

小林委員

これは、補助金が支出された事業か。

事務局

そうです。

小林委員

国庫補助を受けながら、1年程度で廃止してしまうのはどうか。補助金の返還はされるのか。

事務局

補助金の返還手続きを行っています。

小林委員

返還の見込みはあるのか。

事務局

介護事業所だけでなく、法人として色々な事業を実施していますので、返還はされます。

尾崎委員

他にも休止している事業所があることから、制度自体に不備があるのだろう。

近藤委員

平成24年度予定の介護保険改正により、地域包括ケアになると聞いている。24時間対応のホームヘルプサービスは実施されるようである。これに対して宇都宮市は、夜間対応訪問事業所が休止、廃止するなかでどのような対応をとるのか。24時間対応が地域包括ケアの主眼であるので、宇都宮市はどのように考えているのか。

事務局

平成23年度までが今期の介護保険事業計画であり、平成24年度からの次期介護保険計画につきましては、平成23年度に、(夜間の)介護が必要な方の人数等を調査します。そのような具体的なニーズを把握した上で、次期計画に盛り込むかの検討をしていきます。平成23年度はその調査の時期となり、新たに事業者を募集する予定はありません。平成23年度は通常の見問介護事業所の夜間のサービス等を利用していただくことで対応していただくことになろうかと思ひます。

近藤委員

30分以内の見問介護は難いと思う。調査するのはいいことだが、調査費で介護保険の財源を使用しないでほしい。

報酬単価の値上げがあれば採算性があがると思う。夜間の見問は2人体制が必要だが、報酬単価は1人分でしかない。時間指定の利用者もいるので、どうしても2人体制が必要になる。市としても、事業者が安定したサービスが提供できるよう国に働きかけてほしい。

古川会長

他に質問はないか。(質問等なし。)

古川会長

その他委員の皆さんから、何かあるか。(発言なし)事務局から何かあるか。

事務局

次回の委員会の開催予定(8月頃)を説明。

古川会長

あいさつ。

(閉 会)

以上